

久喜市内職相談実施規則の一部を改正する規則

久喜市内職相談実施規則（令和２年久喜市規則第２７号）の一部を次のように改正する。

第２条中「内職相談として、」の次に「内職相談員（以下「相談員」という。）又は職員により」を加える。

第３条中「及び金曜日」を削り、「午後４時」を「午後３時」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、相談日及び相談時間を変更することができる。

第４条第１項中「内職相談員（以下「相談員」という。）」を「相談員」に改める。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。